

---

---

## トマト I C キャッシュカード特約

---

---

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、I C キャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、トマトキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはトマトキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはトマトキャッシュカード規定の定義に従います。なお、I C チップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

### 2. (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な A T M、C D その他の端末(以下、「I C キャッシュカード対応 A T M 等」といいます。)を利用する場合に、提供されません。

### 3. (I C キャッシュカードの利用)

トマトキャッシュカード規定第 1 条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用ができない A T M または C D を設置している場合があります。この場合、当該 A T M または C D ではトマトキャッシュカード規定第 1 条の定めにかかわらず、I C キャッシュカードは利用できません。

### 4. (I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時の取り扱い)

I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

### 5. (I C チップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当社所定の手続にしたがって、すみやかに当社にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当社は責任を負いません。
- (3) 当社の都合により、当社所定の方法で I C キャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当社所定の手数料をいただきます。

### 6. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

---

---

## 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上